

【川西警察署】交通事故の概要

(令和6年10月)

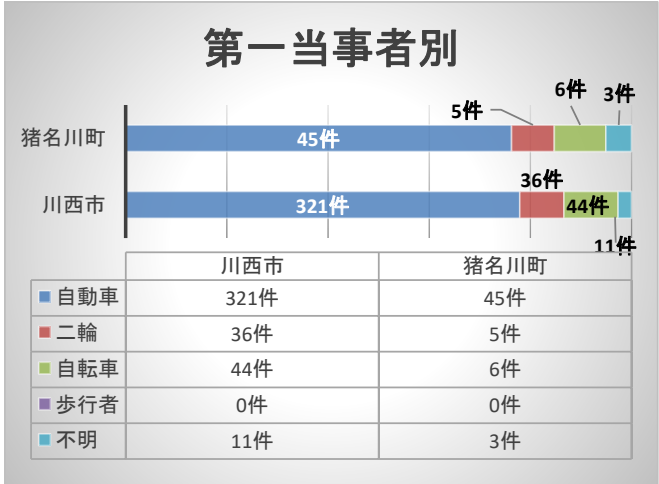
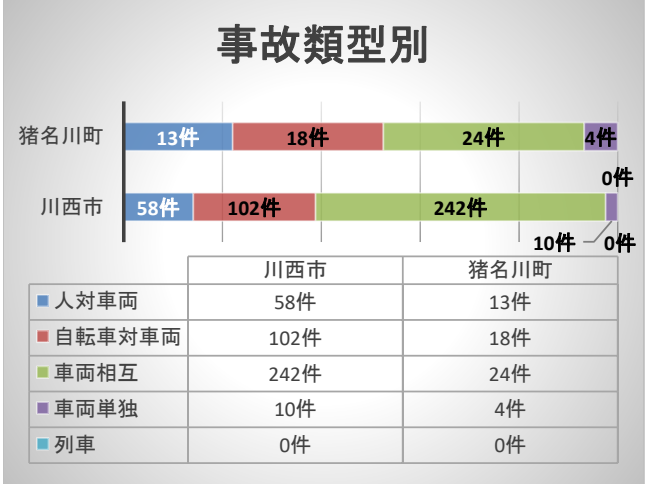
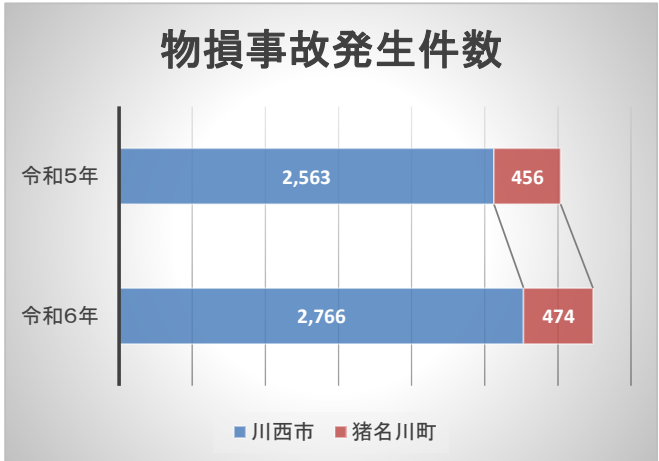
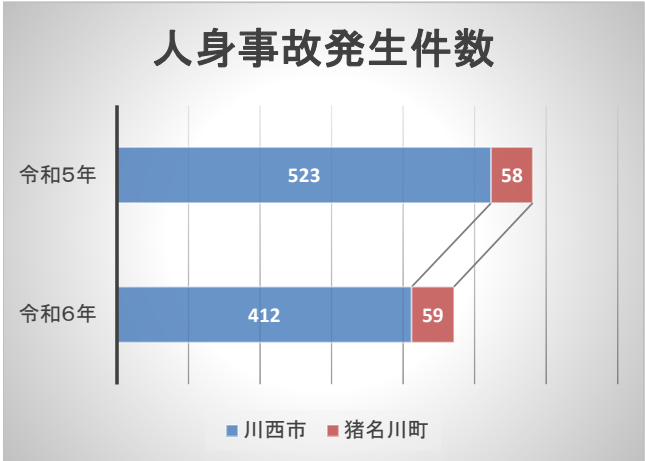
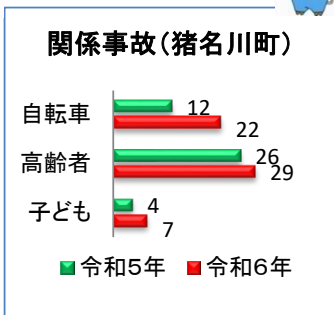
令和6年交通安全スローガン
自転車も 歩行者優先 安全走行



市町別等	事故種別	人身事故 (件)	死者数 (人)	傷者数 (人)	
				重傷者数	軽傷者数
川西署	令和6年10月末	471	1	548	26
	前年同期	581	4	655	22
	増減	-110	-3	-107	+4
川西市	令和6年10月末	412	1	480	22
	前年同期	523	2	594	16
	増減	-111	-1	-114	+6
猪名川町	令和6年10月末	59	0	68	4
	前年同期	58	2	61	6
	増減	+1	-2	+7	-2

	子ども	高齢者	自転車
件数	21	155	117
割合	5.1%	37.6%	28.4%

	子ども	高齢者	自転車
件数	7	29	22
割合	11.9%	49.2%	37.3%



2024年11月1日 道路交通法の改正



自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました



運転中ながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。
※停止中の操作は対象外

違反者は、
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



「運転中ながらスマホ」、「酒気帯び運転」は
自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反（危険行為）を反復して行った者は講習制度の対象となります。
※受講命令違反 5万円以下の罰金

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、遮断踏切突入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など



酒気帯び運転および幫助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。

兵庫県警察本部 交通部 交通企画課

